



<発行>天草市商工会  
経営支援課  
天草市本渡町本渡 2547-2  
TEL: 23-2020  
FAX: 23-3030

お問い合わせが留守のようでした。何かありましたら、商工会へ電話をお願いします。

メッセージ:

□本所 TEL23-2020 (経営支援課直通 33-7312)

□有明支所 TEL53-0056 □御所浦支所 TEL67-3059

□新和支所 TEL46-2096 □五和支所 TEL33-0276

□倉岳・柘本支所 TEL64-3364

□天草支所 TEL42-0154 □河浦支所 TEL76-0132

担当

## 平成30年度第2次補正予算 小規模事業者持続化補助金公募開始!

補助対象者	<p><b>商工会地域で事業を営む小規模事業者</b></p> <p>①会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合、協業組合）②個人事業主（商工業者）※医師、歯科医師、助産師、系統出荷による収入のみである個人農業者は該当しません。</p> <p>※小規模事業者とは</p> <p>商業・サービス業（宿泊・娯楽業除く）⇒常時使用する従業員の数 5人以下                  宿泊・娯楽業・製造業その他 ⇒常時使用する従業員の数 20人以下</p>
補助上限額	<p><b>原則50万円</b> ※以下の場合、補助上限額が100万円</p> <p>①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者                  ②市区町村の推薦を受けて当該市区町村地域再生計画等に沿う買物弱者対策等の事業を行う者</p>
補助率	<b>2/3以内</b>
募集期間	<p>一次締切 令和元年6月28日（金）商工会への相談締切・・・ <b>終了しました。</b>                  二次締切 令和元年7月31日（水）商工会への相談締切・・・ <b>7月12日（金）</b></p>
補助対象経費	<p><b>経営計画に基づいて実施する販路開拓（概ね1年以内に売上増加）の為の取組に要する費用の支出</b> ※補助事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても実際の事業取組が補助対象期間外であれば当該経費は対象外です。</p> <p>☆機械装置費☆広報費☆展示会出展費☆旅費☆開発費☆資料購入費☆雑役務費☆借料                  ☆専門家謝金☆車両購入費（買い物弱者対策のみ）☆設備処分費☆委託費☆外注費</p>
30年度採択事例 天草市商工会 業種・内容	<p>クリーニング業 リスティング広告による宅配クリーニング新規顧客獲得                  理容業 集客力向上のためのバリアフリー化                  飲食業 顧客満足度と新たな商品提供の為の機械設備の購入                  小売業 顧客の利便性を高める為の電子マネー導入                  鉄骨工事業 自社サービスを訴求したWEB集客の構築</p>



### 観光ビジネスチャレンジ新事業の募集について ～熊本県～

熊本県の観光において、新たな消費拡大に繋がる観光商品・メニュー・コンテンツ等の造成、制作に係る費用の一部が補助されます。

**補助率** 1/3以内 1事業者上限100万円以内

**補助対象者** 国内外の観光客の誘客促進に取り組む県内の事業者等

**募集期間** 令和元年5月15日（水）～7月31日（水）

**補助対象** テーマ性（ナイト、早朝、グルメ、伝統、文化、自然体験等）があること。翌年以降も継続される事業であること。

（例）繁華街ガイドツアー（地元ならではの飲食店等をはしご酒）等

**詳細は商工会までお問い合わせ下さい!**

## 金利情報

日本政策金融公庫

マル経資金

年1.21%

（2019年6月3日現在）

# 2019 年度天草市商工会「通常総代会」

去る5月27日（月）午前9時30分～天草信用金庫本店5階において、本会の通常総代会を開催しました。今年度は、総代会資料を写真やグラフなどを用いて見やすいものへと改善し、さらにご支援させていただいた会員企業からの事例発表など今までになかった取り組みを実施しました。

また、総代会終了後には各支部会議を行い、今年度の支部事業や会員加入推進について協議されました。提出された議案も全て承認され、今年度の事業がいよいよ本格的にスタートします。

本会が掲げる2大目標「**会員満足度を高め合併商工会の中で日本一の組織率を目指します**」

「**徹底した巡回を実施して会員企業の経営支援を伴走型で行います**」

を実行するため、会員も！役員も！職員も！「がんばる倍（ばい）！」

## ご来賓祝辞



【松尾会長】

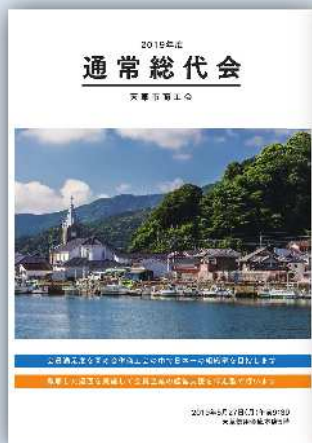
【議長：田中理事】

【植田市産業政策課長】

【池田県議】

【古森広域本部長】

## 総代会資料



## (株)小川水産の事例発表



昨年、商工会職員と参加した Food EXPO Kyushu2018 商談会での取り組みについて発表されました。

写真やグラフ化して見やすい資料となりました。

## 各支部会議



ランチを食べながら  
ざっくばらんに意見交  
換を行いました。

### 1. 会費の徴収基準の改正（実施の時期：令和2年4月1日以降）

①70歳以上で従業員及び後継者（配偶者を除く）がいない個人会員の月額会費 600 円を廃止する。  
なお、平成31年度の月額会費 600 円の方は今までどおり変更はありません。

### 2. 手数料徴収規約の一部改正（実施の時期：令和2年4月1日以降）

①記帳代行関係、決算指導、金融斡旋、労働保険関係の手数料表を税抜き表示に改め、消費税を加算する。  
②記帳代行及び決算指導手数料の査定（売上と所得金額）を前年度の決算日基準に改める。

### 3. 手数料徴収規約の一部改正（実施の時期：令和1年5月27日以降）⇒今年度からスタートです！

①消費税申告指導を行った場合、**原則課税、簡易課税問わず、一律 5,000 円＋消費税を新たに手数料として徴収します。** 軽減税率制度等により事務量が煩雑になることから追加となります。  
②記帳代行・決算指導等におけるシステム・マイナンバー手数料を税抜き表示（消費税加算）とする。

重要なお知らせ！！